

平成18年度厚生労働科学研究費補助金
(食品の安心・安全確保推進研究事業)

食品安全施策等に関する
国際協調のあり方に関する研究

研 究 報 告 書

主任研究者	玉	木	武
分担研究者	関	澤	純
分担研究者	豊	福	肇
分担研究者	里	村	一 成
分担研究者	松	木	容 彦
分担研究者	今	村	知 明
分担研究者	津	田	敏 秀
分担研究者	城	山	英 明

目 次

I. 総括研究報告書

食品安全施策等に関する国際協調のあり方に関する研究

II. 研究報告書

(分担研究報告書)

1. 食品安全に関するリスク評価・リスクコミュニケーションの国際比較と運用のあり方に関する研究
2. 国際規格採用過程における各国の対応と国際協調に関する研究
3. 食品テロ対策に係る情報の収集と対策に関する研究
4. 国際規格における分析サンプリング法の制定に関する研究
5. 食品企業の国際規格への対応と行政との役割分担に関する研究
6. 我が国における大規模食中毒の疫学の確立とその対応及び国際比較に関する研究
7. 食品規制の国際的合意形成過程に関する分析

総括研究報告書

食品安全施策等に関する国際協調のあり方に関する研究

主任研究者 玉 木 武

平成 18 年度 厚生労働科学研究費補助金（食品の安心・安全確保推進研究事業）
食品安全施策等に関する国際協調のあり方に関する研究
総括研究報告書

主任研究者 玉木 武 (社) 日本食品衛生協会理事長 食品衛生研究所長

研究要旨

食品安全は生活の基盤としてきわめて重要である。一方、我が国のようにカロリーベースで 60%以上の食糧を輸入に依存している現状において、国内はもとより輸入食品の安全性を確保することがきわめて重要である。国際的協調を基盤にしながら輸入食品の安全性を確保するために必要な方法としては、①消費者の健康を確保しつつ、公正な食品貿易の実施を促進することを目的としたコーデックス規格の活用、②輸出国の衛生管理技術の向上の促進、③輸出国において食品を媒介とした健康危機が発生した場合の情報の収集と日本の対応などが考えられる。本研究では①コーデックス規格策定に積極的に関与し、日本の消費者の健康に不利益が生じないようにすべく具体的施策提言を行うため国内の意見集約の現状と国際比較、②輸出食品の食品安全レベルの確保やコーデックス規格への対応が可能となるよう支援する方法の国際比較、③輸出国における食品を介しての健康危機への対応方法について調査し、今後日本がとるべき食品安全施策等に関する国際協調のあり方について示唆した。

分担研究者氏名・所属施設・職名

関澤 純

(徳島大学総合科学部 教授)

豊福 肇

(国立医薬品食品衛生研究所 主任研究官)

里村 一成

(京都大学医学部 助教授)

松木 容彦

(社団法人日本食品衛生協会理事・同食品衛生研究所試験検査センター長)

今村 知明

(東京大学医学部 助教授)

津田 敏秀

(岡山大学大学院環境学研究科 教授)

城山 英明

(東京大学法学部政治学研究科 教授)

研究協力者

高谷 幸

(社団法人日本食品衛生協会常務理事)

安田 隆

(社団法人日本食品衛生協会事業課長)

大道 公秀

(社団法人日本食品衛生協会事業部)

A. 研究目的

食品衛生はヒトの健康な生活に密着した重要な課題である。カロリーベースで食糧の 60%以上を輸入に頼っている我が国の食糧供給の実態を考慮すると、国内における対策だけではなく諸外国との連携および協調が必要である。すなわち、食品規格に関する科学的な情報収集と情

報提供、国際的な規格基準や検査方法の整合性の確立が求められている。そこで食品安全の内外の動向をめぐる情報を収集・調査し、国際協調のあり方について検討し、わが国における食品安全の関係研究者によるコーデックス活動へ意見を発信することを目指し、国際水準との調和へ向けての問題点の整理や対処策等について検討する。

また消費者の食品に対する不安の多くは遺伝子組み換え食品、BSE、残留農薬や食品汚染物質の事例に集約される。こうした不安を払拭するべく、情報の透明性、迅速性のあり方について調査研究し、食の安心の再構築を目指す。さらに開発途上国では食品衛生がまだまだ不完全な地域が多く、食中毒発生事故は重大な問題となっている。これら諸国の大規模食中毒発生の現況を調査し、国際比較を行うことで我が国だけでなくこれら国際間の食品衛生普及啓発に貢献するものである。

これらの国際協調を模索しつつ食の安全施策を適切に進めてゆくためには、わが国の実情を踏まえた食の安全に関するリスクコミュニケーションのシステムについてのモデルを提示、検討しなければならない。そこで食品安全関係者の間で的確に情報を共有し意見を交換できる場や機会を確立するため、そのあり方についても検討した。

こうした国内外で危険情報を含めた食品安全情報の収集、提供と対応のあり方について検討した解析結果を基に、消費者・企業・行政の意見が相互に反映され得るシステムについて検討するため研究

を行った。

B. 研究方法

本研究では、第一に、すでにFAO/WHOがまとめたEvaluation of CODEXを精査し、わが国におけるこれまでのCodex活動の問題点、各国でのCodexへの取り組み及びCodex規格の自国の規格への採用状況等の整理を行い不完全か否かの検証を行い、不完全なものについてはそれを補う調査としての海外現地調査を実施していく。

わが国においてはコーデックスの基本理念でもある消費者参加の理念を踏まえ、食品関係者間の効果的なリスクコミュニケーションのあり方が検討されるべきである。FAO/WHOが食品安全のリスクアナリシスにおいては「生産現場から食卓まで(From Farm to Table)」に関わる関係者の協力が必須として示したように、関係者の協力体制の構築が不可欠であると同様、研究面においても分野横断的な体制で臨む必要がある。したがって本研究は上述の流れを受けて国民の安全性に関する知識と理解を深め、意見表明に必要なリスクコミュニケーション手法など個別具体的な安全性確保に関し分担研究者が行った「個別研究」を横断的に主任研究者がとりまとめていく。

C. 研究結果

(1)食品安全施策等に関する国際協調のあり方に関する研究（総括）

本研究に関し、主任研究者は各分担研究者と協力しながら、コーデックスにおける動向、先進国での調査研究の実情について合わせて技術的、施策的な評価を行ってきた。横断的な研究組織であるため、その効果をあげるために連絡打ち合わせ会議を開催した。

また食品企業等のコーデックス委員会へ意見を集約し発信する可能性を探るべく、日本食品衛生協会特別会員に対する調査を実施した（資料1）。

さらに Codex Procedural Manual を翻訳し（資料2）、関係者へのコーデックスへの理解を深めるべく公開している。

(2) 食品安全に関わるリスク評価・リスクコミュニケーションの国際比較と運用のあり方

「国際食品規格」事務局に、(A)各国の Codex Contact Office と日本の Codex Contact Office の違いとわが国の Codex への協力のあり方、(B)Codex Procedure Manual, Codex Training Package の国内での翻訳・出版の可能性、(C) 残留農薬のポジティブリスト化と Codex で基準化されていない Commodity/Pesticide への一律基準適用によるインパクトについてヒアリング調査を実施し、さらに欧州食品安全庁のコミュニケーション担当官と討議した。

また、文化的な背景と食品安全のリスク認知の違いや、アメリカリスク研究学会における食品安全とリスクコミュニケーションの発表手法等について調査を実施した（詳細は分担研究報告書に記載）。

(3) 国際規格採用過程における各国の対応と国際協調

Codex規格等の国内規格への使用状況をCodexの6地域調整部会において議論したため、その内容を調査した。途上国へのアンケートにおいて、Codexのトレーニングの重要性が指摘されたことから、FAO/WHOが作成したCodexトレーニングパッケージを用いて、我が国における使用の可能性を検討するとともに、優れていることが判明したので、翻訳した。

また、食品安全施策等に関する国際協調のあり方の一つとして、世界保健機構(WHO)が食品安全分野で行っているCapacity Buidlingのうち、2000年から始まったGlobal Salm-Surv（以下「GSS」という。）の国際トレーニングコースに焦点を絞り、このような多数の国による国際協力事業における我が国の国際協調のあり方について調査研究した（詳細は分担研究報告書に記載）。

(4) 食品テロ対策に関する情報の収集と対策

160社の食品企業（日本食品衛生協会の特別会員から選択）に対してアンケート調査を施行した。また、可能な企業に関しては電話にて聞き取りも行った。さらに、1例のみの食中毒を報告している県の食品安全部門にアンケートおよび電話聞き取りを施行した（詳細は分担研究報告書に記載）。

(5) 国際規格における分析サンプリング法の制定

「General Guidelines on Sampling」(CAC/GL54-2004) と [Guidelines on Measurement Uncertainty] (CAC/GL54-2004) の翻訳と、解説の作成を行った。さらに [Harmonized Guidelines for Single-Laboratory Validation of Methods of Analysis] の翻訳を完了し、それらの輸入検査機関へ配布し普及啓発を図っている。

過年度に実施した登録検査機関に対するアンケート調査結果に基づき、一般細菌数の添加回収試験とサルモネラと大腸菌群等の院生基準のある検査に焦点をあて、内部精度管理実施マニュアル作成を行い、数機関でのそのマニュアルの実用性の評価を行っている。

国際的に知られている内部精度管理手法の調査結果を基に、本年度は、その中の“二重分析”による分析ばらつき管理について、管理試料を用い精度管理データを収集、解析している。

内部精度管理を実施する上で、実質的にかつ均質な管理試料作製や入手は困難であり、共通の悩みである。外部精度管理試料作製技術を活かし、長期安定性が確保され、かつ、均質性の高い管理試料の作製を行った（詳細は分担研究報告書に記載）。

(6) 食品企業の国際規格への対応と行政との役割分担

平成 17 年度にはコーデックスへの食品関連企業の意見集約とその為の関与の形態について、食品関連企業への意向確認調査を行った。これらの調査結果をもとに、平成 18 年度は国内食品関連企業からコーデックスへの意見集約の試行となる意見徴収の実地実験として協力企業 17 社に対して四回にわたって CCGP の議題を電子メールで配信し、CCGP への意見集約を行った。CCFH についても同様の調査を実施した。

CTBBT II への日本政府方針案作成にあたっての基礎情報整理と国内外の意見調整に関しては、昨年度と同様の国際調整への協力体制を維持している（詳細は分担研究報告書に記載）。

(7) 我が国における大規模食中毒の疫学の確立及び国際比較

我が国の食品衛生に関する医学教育は非常に立ち後れているのが現状である。医師国家試験では必須であるはずの食品衛生法第 58 条の医師の届け出義務も知らない医師が非常に多いという状況である。また「病因物質」、「原因食品」、「原因施設」という食中毒統計の基本的分類用語も区別できない医師は過半数を占めている。臨床にたずさわる医師が食中毒事件発生の際には最前線に立たねばならないことは各国共に共通で、そのための臨床医家向け教材が開発され、医師会などを通じて情報が展開されている。国際協調を果たすための第一歩である食中毒事件発生の早期発見のためにはこのような教材を開発し、医学教育に取り入れた

り、医師会と強調して現役医師に情報を伝えたりすることは、非常に重要であり急務であると考え。そこでこれらの解決のための教材試作品を作成し、実証的研究を行っている（詳細は分担研究報告書に記載）。

(8) 食品規制の国際的合意形成

具体的な事例を通じて合意形成の前提となる背景、争点・利害関係・対立構図を明らかにし、それへの対応を検討した。

まず、コーデックス食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）におけるリスク分析内部向け作業原則適用の課題は、過去10年に渡って、議論が行われてきた長年の懸案であった。この議論の経緯と、そこで問題となった争点を振り返ることで、この部会におけるリスク分析の適用の議論の1つの焦点は、リスク管理機関であるCCRVDFとそのリスク管理機関であるJECFA(FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議)との役割分担、責任のあり方の再編の試みであったことが分かった。第2に行った研究事例としては、コーデックス栄養・特殊用途食品部会（CCFNDSU）における栄養分野へのリスク分析の適用の事例が挙げられる。この部会でもリスク分析の適用が議論されているわけであるが、ここでは上述のCCRVDFにおける議論とはまた異なった側面があった。

第3の事例は、コーデックス食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）において議論されている衛生措置の「同等性（equivalence）」の議論である。貿易調

整促進の手段には、「調和」、「相互承認」、「同等性」の3つのツールが存在する。そのうちの1つである「同等性」は、SPS協定第4条に規定されているものの、実際に国家間で利用されたケースはわずかであり、その理由は具体的に適用する明確な手順が設定されていなかったことにある。CCFICSでは、実際に同等性を適用できるよう具体的な議論を行っている。本研究ではWTOのSPS委員会における過去の経緯とCCFICSにおける議論をまとめた。本年度のCCFICSにおいては、ほとんど議論に進展が見られなかったが、WTOにおいても優先度の高い問題とされており、来年度は何らかの動きがあるものと推測されているので、本研究は今後の議論のベースとして有用であると考えられる。

平成19年度は、引き続き上記の各部会における進展をフォロー・追加的調査を実施し、必要に応じて追加的事例の検証をいくつか行う。これらの事例から導出される問題点を整理し、総括した上で、コーデックスにおける国際的合意形成過程の課題の総括、日本が国際的食品規制の合意形成において果たすべき役割などについて検討を進めたいと考えている（詳細は分担研究報告書に記載）。

D. 研究発表

1. 論文・図書等発表

関澤 純：内分泌かく乱化学物質による低用量影響の蓋然性、日本リスク研究学会

誌 17(1), 79-84 (2007)

関澤 純：食品安全と健康、都市問題研究
「都市生活と健康問題」特集, 58(10),
33-44 (2006)

関澤 純、田中麻理、上野伸子：食品安全
のリスクコミュニケーション手段としての
Q&Aサービスのあり方、日本リスク
研究学会講演論文集、第 19 巻、451-456
(2006)

関澤 純：食品安全のリスクアナリシス
とは、保健の科学 特集食の情報とリス
クを考える、杏林書院 48,5,324-328
(2006)

関澤 純：内分泌かく乱化学物質による低
用量影響の考え方、ホルモンと臨床「内
分泌かく乱化学物質のゆくえ」特集号
54(3)47-52 (2006)

関澤 純：「環境ホルモン物質」の低用量
影響を考える、四国医学雑誌、(査読
有),62,113-119 (2006)

関澤 純：食品安全のリスクアナリシス、国立
健康・栄養研究所監修、「健康・栄養食品
アドバイザースタッフテキストブック第 4 版」
第一出版 東京 (2006)

Ohtawa H, Sekizawa J, Yamamoto H,
Okada Y, Nakano T, Hirai H,
Yamamoto S, Yasuno K: Evaluation
of Human Health Risks From
Exposures to Four Air Pollutants in the
Indoor and the Outdoor Environments

in Tokushima, and Communication of
the Outcomes to the Local People, *J.
Risk Res.* (accepted)

Vermeire T, Munns WRJr., Sekizawa J,
Suter G, Van der Kraak G, : An
assessment of Integrated Risk
Assessment: *Hum. Ecol.Risk Assess*,
13(2) 339-354 (2007)

豊福 肇: FAO/WHO 合同食品規格計画第
28 回魚類・水産製品部会概要報告 食品
衛生研究 Vol.57 (2007)

豊福 肇、窪田邦宏、森川馨：諸外国の
Codex 活動における透明かつ積極的なス
テークホルダーの関与を促進するための
Internet 活用の動向、国立医薬品食品衛
生研究所報告第 124 号, 30-37 (2006)

Toyofuku, H: Harmonization of
International Risk Assessment Protocol.
Marine Pollution Bulletin, 53, 579-590
(2006)

Toyofuku, H: Joint FAO/WHO/IOC
activities to provide scientific advice on
marine biotoxins. *Marine Pollution
Bulletin*, 52, 1735-1745 (2006)

豊福 肇： Codex Information ,
FAO/WHO 合同食品規格計画第 37 回食
品衛生部会 食品衛生研究 Vol.55,
No.6, 25-32 (2005)

豊福 肇 : Codex Information ,
FAO/WHO 合同食品規格計画第 27 回魚
類・水産製品部会 食品衛生研究 Vol.55,
No.7, 41-46 (2005)

豊福 肇: 食中毒菌のリスクアセスメン
ト-Codex のリスクアナリシスのフレーム
ワークの中で 月刊フードケミカル(5)
43-48 (2005)

豊福 肇: Codex における食品の国際規
格—食品衛生部会における食品中の有害
微生物管理の取組み— 月刊フードケミ
カル(11)19-24 (2205)

今村 知明 : Codex Information,
FAO/WHO 合同食品規格計画第 2 3 回
一般原則部会 食品衛生研究 Vol.56(8)
49-55 (2006)

今村 知明 : わが国における過去の大規
模健康被害に関する主要事例分析 厚生
の指標 第 53 巻(1) 7-14 (2006)

Babazono A, Miyazaki M, Une H,
Yamamoto E, Tsuda T, Mino Y,
Hillman AL : Understanding the
impact of health policy: 10%
co-payments for medical services
reduce complaiance with necessary
care among elderly patients with
chronic disease in Japan. Journal of
Health Science 28, 15-23 (2006)

津田 敏秀 : 認定制度は崩壊. 水俣病公
式確認 50 年. 朝日新聞 2006 年 4 月 22

日号

津田 敏秀 : 産業医と疫学. 認定産業医
9 日本医事新報 ; 4283, 43-45 (2006)

津田 敏秀 : 食中毒だ!! とわかるまで.
食と健康 50(7),10-17(2006)

Yorifuji T, Yamamoto E, Tsuda T, and
Kawakami N: Health impact
assessment of particulate matter in
Tokyo, Japan. Archives of
Environmental and Occupational
Health, 60(4),179-185 (2005)

Ochiai H, Ohtsu T, Tsuda T, Kagawa H,
Kawashima T, Takao S, Tsutsumi A,
and Kawakami N: Clostridium
perfringens foodborne outbreak due to
braised chop suey supplied by chafing
dish. Acta Medica Okayama 59(1)
27-32 (2005)

城山 英明 : 「食品安全規制の差異化と調
和化—科学的知識、経済的利益と政策判
断の交錯」 in 城山英明・山本隆司編『融
ける境超える法 環境と生命』東京大学出版
、第 3 章, 83-110 (2005)

城山 英明 : 日本の食品安全行政改革と
食品安全委員会. 科学 75 (1) (2005)

城山 英明 : 日本における社会的合意形
成の試みと課題. PI-Forum 1 (1)
(2005)

2. 学会発表

関澤 純：食の安全と安心を考える徳島地域健康・医療産業ネットワークフォーラム（2007年3月、徳島）

関澤 純：食の安全と安心をどう進めるか、徳島県食品衛生指導員大会(2007年2月、徳島)

関澤 純：食品安全とリスクコミュニケーション、日本生協連中央地連学習会(2007年2月、東京)

関澤 純：食品安全のリスク評価とリスクコミュニケーション、徳島県公衆衛生獣医師協議会研修会(2007年1月、徳島)

関澤 純：食の安全と安心、徳島市消費生活センター「暮らしの講座」(2006年12月、徳島)

関澤 純：食品安全のリスクコミュニケーション、日本食品化学会第19回食品化学シンポジウム(2006年11月、大阪)

関澤 純：21世紀社会の新たな課題リスクコミュニケーション、徳島県職員自治研修 2006年危機管理講座I(2006年11月、徳島)

関澤 純：食の安全と安心を考える、平成18年度徳島婦人団体連合会活動発表大会(2006年11月、徳島)

関澤 純：健康・栄養食品とリスクアナ

リスシの考え方、2006年度栄養情報担当者研修会(2006年10月、大阪；12月、岡山)

関澤 純：食の安全と健康、徳島大学公開講座、2006年「LOHASな徳島」入門講座(2006年10月、徳島)

関澤 純：食品安全におけるコミュニケーションとは、平成18年JA徳島講演会(2006年9月、徳島)

関澤 純：食の安全とリスク、愛媛県医師会南予地区協議会講演会(2006年7月、西予市)

関澤 純：食品安全における効果的なコミュニケーションとは、平成18年食品安全行政講習会、(2006年5月、東京)

関澤 純：内分泌かく乱化学物質による低用量影響の蓋然性、日本リスク研究学会春季シンポジウム(2006年6月、東京)

関澤 純：食の安全と安心を考える、徳島大学公開講座(2006年春夏期、秋冬期、徳島)

Sekizawa J, Ueno N, Otsubo H, Tsuchida S: A Comparative Study on Risk Perception/Communication in Food Safety between Japan and Western Countries, Society for Risk Analysis-Europe, 15th Annual Meeting(2006年9月, Ljubljana)

豊福 肇: コーデックス及び世界の動向
国立保健医療科学院 平成 18 年度特別
課程食品衛生管理コース(2007 年 1 月、
埼玉)

豊福 肇: 第 38 回食品衛生部会
平成 18 年度コーデックス委員会活動報
告会 (2007 年 3 月、東京)

豊福 肇: コーデックス委員会及び世界
の動向, 国立保健医療科学院 平成 18 年
度特別課程食肉衛生検査コース
(2006 年 6 月、埼玉)

豊福 肇: 生産段階における Codex の取
組—食肉・卵・乳製品・水産養殖につい
て—, 日本食品衛生学会第 91 回学術講演
会シンポジウム、(2006 年 5 月、東京)

Tsuda T: Minamata Disease – the 50th
year since the first notification– 2006 年
5 月 25 日、静岡市、東海大学、国際海洋
生物学会で講演

津田 敏秀: 食中毒事故と疫学の役割。「食
品産業とリスク管理」(2006 年 6 月 6 日、
東京ビッグサイト)

津田 敏秀: 携帯電話と脳腫瘍に関する疫
学研究論文の批判的吟味. 環境物理学研
究会、(2006 年 6 月 16 日、京都大学基礎
物理学研究所)

Tsuda T and Yorifuji T: Methyl-Mercury
Poisoning. 国際環境疫学会 (2006 年 9
月 5 日、パリ)

津田 敏秀: 疫学から見たアスベスト問
題. 大気環境学会 (2006 年 9 月 21 日、
東京大学)

里村一成: 食品の危機管理, 海外におけ
る食品テロに対する対策、第 65 回日本
公衆衛生学会(2006 年 10 月 25 日、富山)

**E. 知的財産権の出願・登録状況
なし**

資料1；食品企業における国際規格・CODEX 委員会への対応に関する意識調査

平成18年度厚生労働科学研究費補助金 食品の安心・安全確保研究事業

研究課題：食品安全施策等に関する国際協調のあり方に関する研究

主任研究者：玉木 武（社団法人日本食品衛生協会 理事長）

調査課題名：食品企業における国際規格・CODEX 委員会への対応に関する意識調査について

発送数 日本食品衛生協会 特別会員 135 社

回答数 47 社（回収率 34.8%）

調査期間 平成18年5月

結果

1、CODEX 委員会に意見を述べることができる団体が設立された場合、その団体に参加したいと思うのかの問いに対して 13 社（28%）が参加したいとの考えを示した。以下参加群と呼び、全回答社と参加群との比較を行いながら分析する。

2、CODEX 部会での日本政府の対応について知っているか。

全体 47 社中 24 社（51%）

参加群 13 社中 11 社（85%）

非参加群 34 社中 13 社（38%）

3、CODEX 部会に関する議論を社内で行っているか。

全体 47 社中 24 社（51%）

参加群 13 社中 9 社（69%）

非参加群 34 社中 15 社（44%）

4、CODEX 委員会での検討事項と自社事業との関係は「ない」

全体 47 社中 2 社（4%）

参加群 13 社中 0 社（0%）

非参加群 34 社中 2 社（6%）

5、CODEX 委員会への日本政府の対応について意見を述べるルートがあるか。またそのルートに満足しているか。

意見を述べるルートあり

全体 47 社中 23 社（49%）

参加群 13 社中 10 社（77%）

非参加群 34 社中 13 社（38%）

意見を言うルートに不満

全体 23 社中 5 社（22%）

参加群 10 社中 4 社 (40%)

意見を言うルートへの不満としては…

「特殊な案件にはルートがない。」「どうしても業種別の対応になってしまう」「ルートはあるが、政府のスタンスが曖昧」「行政機関に直接お願いするしかない」等の理由があがった。

6、所属団体は CODEX 委員会への働きかけをしているか。

全体 47 社中 20 社 (43%)

参加群 13 社中 11 社 (85%)

7、参加群は CODEX 委員会に意見を述べるができる団体の要件をどう考えているか。

専門家の常駐 13 社中 7 社 (54%)

関係書類常駐 13 社中 6 社 (46%)

加盟企業からの賛助金 13 社中 1 社 (8 社)

8、参加群は賛助金についてはどう考えているか。

10 万円 13 社中 3 社 (23%)

なんともいえない 13 社中 10 社 (77%)

考察

CODEX 委員会に意見を述べるができる団体が設立された場合、その団体に参加したいと思うのかの問いに対して 13 社 (28%) が関心を寄せていた。これら企業は他の企業と比べ CODEX 部会に関する議論を社内で行っている傾向にあるなど、CODEX 活動に前向きな傾向がうかがえた。それら 13 社の企業については 77% の 10 社がすでに業界団体を通じて政府に意見を述べるルート等をもっており、おおむね満足しているようであった。

このことから単に新しいルートを設けることだけでは企業の賛同・協力を得るのは難しく感じられる。しかし一方で、企業の意見は政府に十分に伝わりきれておらず現状のルートに不満を示す意見も見受けられることから、これらを考慮した団体であるならばニーズはあると判断される。

業界団体の多くは、一般的な業界の意見を集約し、個別の議題に十分に対応し切れていない。そこで新しい団体では、個別課題別に企業が単独で意見を述べられることが期待され、特殊な案件についての意見にも対応し、政府の対応に反映させることにおいて、存在意義が生じるように思われる。

欧州、米国等では国が NGO や企業の意見を背景にコーデックス活動に取り組んでいるものの、日本はそのような形態をとっているとは言えないため、わが国企業の意見や利害は十分に国際的な食品安全規格に反映されているとはいえない。したがって食品企業の多くが参集する日本食品衛生協会の役割として、我が国企業の意見が政府そして国際規格策定過程に十分反映されるようなコミュニケーションスタイルのモデル等を今後、さまざまな食品に係る業態関係者に提示・検討しなければならない。

資料 2 ; Codex Procedural Manual 日本語訳

緒 言	17
第 I 部	
コーデックス委員会規程	19
コーデックス委員会の手続き規則	22
コーデックス規格および関連文書の策定手続き	33
コーデックス食品規格の一般原則	43
規格および関連文書策定における コーデックス委員会と国際政府間組織との協力に関するガイドライン.....	44
コーデックス委員会の作業への国際非政府組織の参画に関する原則.....	46
コーデックス食品規格のための定義.....	52
第 II 部	
コーデックス部会および特別部会のためのガイドライン	57
作業優先順位の確立に係る基準	75
コーデックス委員会下部組織の設置基準	76
コーデックス規格および関連文書に特定の規定を導入する際の ガイドライン	78
コーデックス文書統一参照システム	91
コーデックス個別食品規格の体裁	93
個別食品部会と一般問題部会の関係.....	97
コーデックス担当窓口の中核機能	103
第 III 部	
コーデックス食品規格の枠組み内で適用されるリスク分析の作業原則	105
コーデックス食品添加物・汚染物質部会が適用するリスク分析の原則	111
食品または食品群中の汚染物質や毒素の曝露評価に関する CCFAC の方針	116
第 IV 部	
コーデックス委員会 総会	120
コーデックス委員会 執行委員会会議	121
コーデックス委員会 下部組織	123
コーデックス委員会のメンバー構成.....	157
付属文書：コーデックス委員会の一般的決定事項.....	160

緒 言

コーデックス委員会手続きマニュアルは、加盟国政府が FAO/WHO 合同食品規格計画の作業に参画し、実効を上げることを意図して作成されたものである。本マニュアルは、コーデックスの会合に出席する加盟国政府代表団、およびオブザーバーとして出席する国際機関にとって特に有用である。また、通信を通じてコーデックスの作業への参画を希望する加盟国政府にとっても有用であると考えられる。

第 I 部では、コーデックス委員会の規程、手続き規則、その他コーデックス委員会の目標達成に必要な内部手続きを定めている。これには、コーデックス規格および関連文書の策定手続き、一般原則、一部の基本的定義が含まれる。

第 II 部では、コーデックスの各種部会および特別部会を効率的に運営するためのガイドラインが示されている。これらの部会および特別部会は、コーデックス委員会の指名する加盟国政府によって組織され、運営されている。ここでは、各種の規格を統一的な形で設定する方法、コーデックス文書および作業文書の統一的な参照システムについて説明し、コーデックス規格の主要な節を作成するためのさまざまな一般原則と、各国のコーデックス担当窓口の中核機能の概要について述べる。

第 III 部には、コーデックス委員会とその下部組織によるリスク分析の適用方針に関する文書が記載されている。

第 IV 部には、コーデックス委員会の下部組織とその所掌範囲、ならびにコーデックス委員会の構成が一覧で示されている。

付属文書には、コーデックス委員会の一般的決定事項を再掲する。

本手続きマニュアル第 15 版は、2005 年にローマで開催された第 28 回コーデックス委員会総会の後、委員会事務局により作成された。コーデックス委員会とその下部組織に関する詳細については、コーデックス委員会事務局長 (Codex Alimentarius Commission, Joint FAO/WHO Food Standards Programme, FAO, 00100 Rome, Italy) 宛てに問い合わせるか、もしくはコーデックス委員会ウェブサイト (<http://www.codexalimentarius.net>) を参照のこと。

第 I 部

規程

手続き規則

策定手続き

一般原則

規格および関連文書策定における
コーデックス委員会と国際政府間組織との協力に関するガイドライン

コーデックス委員会の作業への国際非政府組織の参画に関する原則

定義

第 I 部の内容

コーデックス委員会の規程および手続き規則は、コーデックス委員会自体が設立された 1961/62 年 FAO 総会および世界保健会議において初めて制定された。規程は、1966 年に改訂されている。手続き規則は数回にわたって修正が行われており、最も新しい修正は 2005 年に行われたものである。規程は、コーデックス委員会の作業の法的基盤を形成し、その権能または所掌範囲を付与するものである。手続き規則は、政府間組織に適切な公的作業手続きについて説明したものである。

コーデックス規格策定手続きでは、コーデックス規格の作成方法と、作成プロセスを構成する種々のステップについて説明する。このようにステップを踏むことで、各国政府その他関係当事者が、規格案を包括的に検討できるようになっている。策定手続きは 1993 年に全面改定され、あらゆるコーデックス規格および関連文書が統一策定手続きとなった。さらに、策定手続きは 2004 年にも改訂され、戦略プラン構築プロセスと批判的検討が導入された。

コーデックス食品規格の一般原則は、コーデックス規格の適用範囲と目的を定めたものである。またここでは、コーデックス委員会と国際的オブザーバー組織との関係を支配する原則とガイドラインも記載されている。

第 I 部の最後には、上記書類を統一的に解釈するための補助として、コーデックス食品規格で用いられる用語の定義が記載されている。

コーデックス委員会規程

第1条

コーデックス委員会は、下記の第5条に従い、FAO/WHO 合同食品規格計画の実施に関するあらゆる事柄に関して、国連食糧農業機関（FAO）および世界保健機関（WHO）事務総長に対し提案を行い、また両事務総長からの相談に応じる責務を負う。コーデックス委員会の目的は下記の通りである。

- (a) 消費者の健康保護と公正な食品貿易慣行の保証。
- (b) 国際政府組織および非政府組織による食品規格に関するあらゆる作業の協調促進。
- (c) 適切な組織を通じ、またその援助の下に、規格案作成の優先順位を決定し、規格案作成を開始し指導すること。
- (d) 上記 (c) の下に策定された規格を完成させ、各国政府による承認後に、上記 (b) の下に他組織がすでに完成させた国際規格とともに（適宜）、地域規格または世界規格としてコーデックス食品規格の中でこれを発表すること。
- (e) すでに発表された規格について、その後の進展状況を適切に調査し、修正を行うこと。

第2条

国際食品規格に関心をもつ FAO および WHO の全加盟国および準加盟国は、コーデックス委員会に加盟する資格を有する。コーデックス委員会は、FAO または WHO 事務総長宛てに委員会への加盟希望の届出を行った上記加盟国によって構成されるものとする。

第3条

コーデックス委員会のメンバーではないが、当委員会の作業に特に関心のある FAO または WHO の加盟国または準加盟国は、FAO または WHO 事務総長に適宜要請を行うことで、コーデックス委員会総会とその下部組織会議および臨時会合にオブザーバーとして出席することができる。

第4条

FAO または WHO の加盟国・準加盟国以外で国際連合に加盟している国々から要請があれば、オブザーバー資格の授与に関する FAO と WHO の規定に従い、これらの国をオブ

ザーバーとしてコーデックス委員会の会合に招聘することができる。

第5条

コーデックス委員会はFAO総会やWHOの所定の組織に対し、それぞれの事務総長を通じて報告と勧告を行うものとする。結論や勧告を含め、報告書のコピーは出来上がり次第、関係加盟国および国際機関に情報として回付される。

第6条

コーデックス委員会は、執行委員会を設置するものとする。執行委員会の構成は、コーデックス委員会加盟国・加盟組織が所属する世界各地の地理的地域を適切に代表するものでなければならない。会期以外の時期は、執行委員会はコーデックス委員会の執行機関の役目を果たす。

第7条

必要な資金が入手可能であれば、コーデックス委員会は、課題の実現に必要と思われる他の下部組織を設置することができる。

第8条

FAOおよびWHOの手続きに定める確認が得られれば、コーデックス委員会は、両機関の事務総長の承認により発効される委員会の手続き規則を採択し、修正することができる。

第9条

コーデックス委員会とその下部組織の運営費は、加盟国が議長国を務める下部組織を除き、FAO/WHO合同食品規格計画の予算で賄われる。FAO/WHO合同食品規格計画の管理は、両機関を代表してFAOがその財務規定に従って実施する。FAOおよびWHO事務総長は、各機関が負担すべき経費分を協力して決定し、両機関の通常予算に組み入れるそれぞれの推定年間支出額を算出し、関係の運営組織の承認を受ける。

第10条

コーデックス委員会加盟国による規格案の準備作業に関わるすべての経費(会合、文書、通訳関係の費用を含む)は、作業が独立に行われるかコーデックス委員会の提案により行われるかにかかわらず、当該加盟国政府が負担する。ただし、承認された推定予算の範囲内で、コーデックス委員会は、当委員会に代わって政府が行う準備作業の経費の一定部分

を委員会運営費とみなすことを推奨する場合もある。